

令和4年神審第28号

裁 決

貨物船A灯標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月18日14時21分僅か前
阪神港堺泉北第7区

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 498トン

全 長 74.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にGPSプロッター、レーダー2台、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首3.0メートル船尾4.0メートルの喫水をもって、令和3年11月18日13時50分阪神港堺泉北第2区を発し、岡山県水島港に向かった。

a受審人は、離岸したのち、操舵スタンド後方に立った姿勢で単独で操船に当たり、堺水路に続いて堺航路を西行し、14時12分半僅か前大阪港波浪観測塔灯から213.5度（真方位、以下同じ。）500メートルの地点で、針路を港外に向く269度に定めて自動操舵とし、12.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、堺航路を出航したところで、船首方に大阪灯標を視認し、その後、周囲に航行する複数隻の船舶を認めたことから、これら船舶の動静に注意を向けながら続航した。

a受審人は、14時18分半僅か前大阪港波浪観測塔灯から260度1.39海里の地点に達したとき、大阪灯標が正船首1,170メートルのところとなり、その後同灯標に向首接近する状況であったが、周囲の船舶の動静に気をとられ、同灯標への接近状況を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、大阪灯標に向首進行し、14時21分半僅か前大阪港波浪観測塔灯から262.5度2.02海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その左舷船首部が同灯標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、左舷船首部ハンドレールに曲損等を生じ、大阪

灯標は防護柵に曲損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件灯標衝突は、阪神港堺泉北第7区において、水島港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、大阪灯標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、阪神港堺泉北第7区において、水島港に向けて航行する場合、大阪灯標に向首接近することのないよう、同灯標への接近状況を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、周囲の船舶の動静に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、大阪灯標に向首接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び大阪灯標それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月27日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭